

令和6年6月1日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

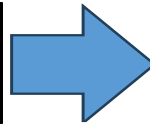
TEL 04-7141-5039

交際費から除かれる飲食費の範囲の拡大 一人当たり1万円以下の接待飲食費は損金

令和6年度税制改正で交際費の取扱いが改正され、令和6年4月1日以後から支出する接待飲食費について交際費とされない飲食費の上限額が引き上げられました。得意先等の飲食費は、参加者1人当たりの金額がこれまで5,000円以下であれば、交際費等の範囲から除かれていたが、この損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準について、令和6年4月1日以降の支出分から、参加者1人当たり10,000円以下に引き上げられました。

令和6年3月31日までの支出

1人当たり 5,000円以下



令和6年4月1日以後の支出

1人当たり 10,000円以下

(注)上記費用の金額基準である10,000円の判定や交際費等の額の計算は、法人の適用している消費税等の経理処理(税抜経理方式または税込経理方式)により算定した価額により行います。

【接待飲食費の要件】

得意先や仕入先等の関係者と親睦を深めるための接待飲食等に要する費用は、交際費等として原則損金不算入とされますが、下記の一定の事項を記載した書類の保存を要件に損金算入の適用を受けることができます。

- | |
|--|
| 1 飲食等のあった年月日 |
| 2 飲食等に参加した得意先・仕入先その他事業に関係のある者等の氏名または名称及び関係 |
| 3 飲食等に参加した人数 |
| 4 飲食等に要した費用の額、飲食店等の名称および所在地 |
| 5 飲食等に要した費用であることを明らかにするために必要な事項 |

【注意点】

- ①1人当たり10,000円以下である飲食費は取引先等の外部の方も会食に参加している必要があります。会社の役員や社員、これらの方々の家族しか参加していない会食は社内飲食費に該当し、金額に関わらず交際費となりますのでご注意ください。ただし専ら従業員の慰安のために行われる忘年会等の費用は、参加者が会社内の人だけだったとしても社内飲食費に該当しません。
- ②1人当たりの飲食費が10,000円を超えた場合は全額が交際費となります。
- ③接待飲食に付随するタクシー代については、飲食に該当しないため交際費となります。
- ④上記改正は、会社の決算月は考慮せず、令和6年4月1日以降に支出する飲食費に適用されます。また、クレジットカードの利用等により3月利用分が4月以降に引落とされる場合、改正前の1人当たり5,000円が判定基準となります。